

(様式 4 : 全対象事業共通)

令和3年度第2回エネルギー構造高度化・転換理解促進事業評価報告書

補助事業名	地域新電力設立可能性調査事業
補助事業者名	六ヶ所村
補助事業の概要	我が国のグリーン成長に向けた今後の六ヶ所村のあり方を踏まえた地域新電力の設立可能性（経済波及効果を含む。）を調査することを目的とし、六ヶ所村における地域新電力設立に係る事業規模、需給バランス調整手法、その他の持続可能であって再生可能エネルギーによる経済効果を地域還元できる運営方法等についての調査、比較・検討を行った。
総事業費	14,654,200円
補助金充当額	14,654,200円
定量的目標	<ul style="list-style-type: none">● 3つの事業モデル作成、比較・検討 地域新電力設立における行政との関係性と民間主導のバランスの重要性に鑑み、各地方公共自治体と密接に連携し、かつ、一般の電力市場価格高騰にも対応した地域新電力設立支援実績を有する3支援機関から、それぞれ六ヶ所村における地域新電力に係る事業モデル提案書の提出を受け、その内容を比較・検討する。 <ul style="list-style-type: none">● 需要家としての公共施設に係る電力需要量の把握 地域新電力設立当初の需要家として想定される公共施設を最低12施設洗い出し、その電力需要量を把握することで、より精度の高い事業モデルの作成に資する。
補助事業の成果及び評価（事業毎にあらかじめ設定した事業目標を達成したかなど）	六ヶ所村における地域新電力の設立を見据えた事業規模、需給バランス調整手法、その他の持続可能であって再生可能エネルギーによる経済効果を地域還元できる運営方法等について調査し、特徴的な取組や展開方針などの比較・検討を行い、実現可能性の分析と期待される効果等の整理を行ったことで、エネルギーをはじめとした地域が抱える課題やその解決に向けた取組等についての理解を深めることができた。 <p>また、小売電気事業という新たな基盤産業の創出や地域経済循環向上への効果について、地域新電力の運営方針によってその貢献度は変わり、風力・太陽光発電の市町村別総発電容量最大規模という地域特性の活用については、FIT制度下においては限定的であることが明らかとなった。一方、地域新電力は、地域脱炭素等エネルギーを活用したまちづくりの担い手として期待されており、小売電気事業のみならず電源開発・省エネルギー・エネルギーマネジメント等も含めた地域新電力の意義も認められたことから、令和4年度以降もそれらの事業モデル等に関する調査・</p>

	<p>検討を継続していく必要がある。</p> <p>①市場調査 国内外の地域新電力事業に係る動向を把握するとともに、地域内の再生可能エネルギーの電力供給量、地域内の公共施設（契約口数 177 件）をはじめとする需要家の電力需要及び産業界における RE100 対応に伴う需給想定等を関係者からのデータ収集を通じて調査した。また、地域経済等への波及や地域課題解決への貢献を見据えた地域特性等を整理した。</p> <p>②事業モデル作成 地域新電力設立における行政との関係性と民間主導のバランスの重要性に鑑み、各地方公共自治体と密接に連携し、かつ、今般の電力市場価格高騰にも対応した地域新電力設立支援実績を有する支援機関に対して六ヶ所村における地域新電力に係る事業モデルの作成を委託し、その内容を検証・精査した。</p> <p>③事業モデル比較・検討 上記事業モデルのメリット・デメリットや地域特性との整合性などを整理し、本村における地域新電力設立を見据えた比較・検討を行った。</p> <p>④実現可能性分析・考察 上記を踏まえ、本村における地域新電力設立可能性について分析し、考察を加えて調査報告書としてとりまとめ、エネルギー構造の高度化等に向けた地域住民等の理解促進に必要な範囲において、本調査内容を村 HP へ掲載し、広く地域住民等へ周知した。</p>	
<p>補助事業の実施に伴い締結された売買、貸借、請負その他の契約 （※技術開発事業のみ：間接補助を行った場合は、間接補助先を記載）</p>	<p>契約（間接補助）の目的</p>	<p>地域新電力等に係る専門的な知見を活用するため。</p>
	<p>契約の方法</p>	<p>随意契約</p>
	<p>契約の相手方（間接補助先）</p>	<p>新むつ小川原株式会社</p>
	<p>契約金額（間接補助金額）</p>	<p>14,654,200円</p>
<p>来年度以降の事業見通し</p>	<p>改めて六ヶ所村の環境・エネルギー施策等の方向性を確認し、その実現に向けた幅広い選択肢を視野に入れた上で、小売電気事業以外のエネルギー事業等も含めた地域新電力の事業モデルや事業性等について、さらに調査していく必要がある。</p> <p>また、既存の発電事業者や小売電気事業者、地域エネルギー事業に関心のある企業等を含めて、六ヶ所村の目指す方向性に賛同し中心的な担い手となり得る実施体制を検討するとともに、その体制構築の可能性について調査していく必要がある。</p>	

（備考）

- 1 事業完了した日から3ヶ月以内の提出をお願いします。
- 2 定量的成果目標の欄には補助金応募申請書提出時に設定した成果目標をそれぞれ記載すること。
- 3 補助事業の成果及び評価の欄には、公募要領8. で記載した内容に対応した、定量的な成果実績と評価を記載すること。それ以外にも、定性的な成果実績や、進捗度、利用量並びに効果等といった別の定量的な指標があればできる限り数値を用いて記載すること。
- 4 契約の方法の欄には、一般競争入札、指名競争入札、随意契約の別を記載すること。間接補助を行った場合は、記載不要。
- 5 来年度以降の事業見通しの欄は、本事業に来年度以降も補助金を充当しようとする場合のみ記載。